

令和5年第1回定例会

駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和5年2月8日

駿東伊豆消防組合議会

令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[2月8日(水)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 議第1号から議第4号までの 4件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 発議第1号の上程、採決	15
7 消防行政に対する一般質問	16
8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	24
9 閉会の宣告	25

令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	2月8日	水	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 議第1号～議第4号の説明 質疑 討論 採決 発議第1号 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 議第 1号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について
- 2 議第 2号 駿東伊豆消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 3 議第 3号 駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
- 4 議第 4号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 5 発議第1号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和5年2月8日（水）午後2時1分 開会

於 議 場

○出席議員（18名）

1番	青木敬博	2番	森下茂
3番	岩城仁	4番	秋山治美
5番	須佐衛	6番	浅田藤二
7番	浅田美重子	8番	井原三千雄
9番	篠原峰子	10番	杉本一彦
11番	天野佐代里	12番	杉村清
13番	佐野俊光	14番	内山慎一
15番	黒須淳美	16番	深田昇
17番	長田吉信	18番	植松恭一

○欠席議員（なし）

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	仁科喜世志
副管理者	小野達也	消防長	佐藤潤
消防部長	安立和弘	警防部長	矢ノ下健一郎
企画課長	玉川稔	総務課長	鈴木秀康
予防課長	大塚仁司	警防課長	荻島正己

救急課長	石川芳之	通信指令課長	木梨浩三郎
第一方面 本部長兼 沼津南 消防署長	塩澤祐光	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	今井將一朗
第三方面 本部長兼 伊東 消防署長	永森千弘	田方北 消防署長	稲葉嘉明
東伊豆 消防署長	山下昌利	會計室長	石井安

○議会事務担当職員

書記長	大嶽泰久	書記	草場大介
書記	中井和磨		

○議事日程

令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和5年2月8日（水曜日） 午後2時1分 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 会期の決定

第4 議第 1号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について

第5 議第 2号 駿東伊豆消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第6 議第 3号 駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

第7 議第 4号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計予算について

第8 発議第1号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

第9 消防行政に対する一般質問

第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（植松恭一）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植松恭一）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

8番 井原三千雄議員、10番 杉本一彦議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（植松恭一）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、全議員から、駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてが発案され、発議第1号として、お手元に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、あわせて御了承願います。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和4年11月及び12月の定例検査結果報告が監査委員から、報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和4年中の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しをお手元に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、あわせて御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 長田吉信議員。

○17番議員（長田吉信）

令和5年第1回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、植松恭一議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

ます。

本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案 4 件及び議員提出議案 1 件でございます。内容といたしましては、議第 1 号 令和 4 年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 3 回）について、議第 2 号 駿東伊豆消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議第 3 号 駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、議第 4 号 令和 5 年度駿東伊豆消防組合会計予算について、発議第 1 号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は 2 人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日 1 日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（植松恭一）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は 1 日と決定いたしました。

◎議第 1 号から議第 4 号までの 4 件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第 4 議第 1 号 令和 4 年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 3 回）についてから、日程第 7 議第 4 号 令和 5 年度駿東伊豆消防組合会計予算についてまで、以上 4 件を一括議題といたします。

この 4 件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議第 1 号の案件につきましては、令和 4 年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 3 回）について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第2号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第3号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第4号の案件につきましては、令和5年度駿東伊豆消防組合会計予算について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、消防部長から説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御議決をいただきますよう、お願いいたします。

○消防部長（安立和弘）

それでは、私から議第1号から議第4号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議第1号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について御説明いたします。

本補正は、第1条にて「繰越明許費」、第2条にて「債務負担行為」の設定を行うものでございます。

第1条にあっては、地方自治法第213条の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費として、議案書の2ページ第1表繰越明許費及び4ページの繰越明許費に関する調書のとおり、3款1項3目消防車両整備事業2億6,503万円のうち、1億2,893万8,000円を繰越明許費として設定するものであります。

これは、令和4年度に更新整備予定であった小型動力ポンプ付水槽車及び水槽付ポンプ自動車について、新型コロナウイルス感染症の拡大、世界情勢等の影響によりシャーシの供給に遅延が生じ、令和4年度中に納車ができない見込みのため、経費の一部を翌年度に繰越して支出しようとするものであります。

続いて、議案書の1ページにお戻りいただきまして、第2条にあっては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額として、議案書3ページの第2表債務負担行為のとおり、債務負担行為として設定するものであります。

これは、令和5年度当初から必要になる設備の保守点検等の業務委託費及び水槽付消防ポンプ自動車等の製造請負について、令和4年度中に入札執行ができるよう設定するものであります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」の事項、限度額、当該年度以降の支出予定額及び財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

以上が、議第1号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）についてでございます。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

議第2号 駿東伊豆消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明いたします。

本条例は、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日から地方公共団体にも適用されるため、新たに制定が必要となるものであります。

今後の事務につきましては、法律に基づき行うこととなり、現行の駿東伊豆消防組合個人情報保護条例で規定する大部分の内容は、法律において規定されているため、現行条例は廃止し、法が条例での規定を委任する事項や許容する事項を本条例にて規定いたします。

具体的には、現行条例において規定されている用語の定義、個人情報の取扱い等に関する規定、開示請求等に関する規定、罰則は、基本的に法律において規定されているため、新条例では規定いたしません。

新条例で規定する内容につきましては、第3条で開示請求者の費用負担について規定いたしますが、現行条例と同様に手数料は無料とし、写し等の費用を請求者に収めていただくことといたします。

議案書の8ページにかけましての第4条及び第5条では、開示請求に対する開示決定等の期限について規定いたします。

法律においては、開示決定等の期限は30日以内とされていますが、現行条例は請求のあった日から起算して15日以内としているため、現行のサービスを維持できるように決定期限の短縮規定を設けるものであります。

議案書の8ページから10ページにかけましての第6条から第14条では、附属機関について規定し、審査請求等があった場合、現行と同様の体制を維持できるようにし、第16条にて審査会の秘密を漏らした場合の罰則について定めます。

現行条例では、個人情報取扱事務の届出についての規定がありますが、法律にお

いて個人情報ファイル簿の規定がされておりますので、当該事務については廃止し、個人情報ファイル簿の管理に置き換えます。

附則といたしまして、第1項により施行日を令和5年4月1日とし、第2項にて、これまでの駿東伊豆消防組合個人情報保護条例を廃止し、第3項以降において、経過措置について定めるものであります。

以上が、議第2号 駿東伊豆消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

続きまして、議案書の13ページ及び議案資料は1ページからの新旧対照表を併せてお開きください。

議第3号 駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等について御説明いたします。

本改正は、地方公務員法の一部改正等に伴い、本組合職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定を整備するほか、引上げ前の定年を超える職員に係る給与の特例措置を定めるなど、必要な規定の整備等を行うため、駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例ほか6条例の一部を改正するとともに、駿東伊豆消防組合職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

それでは、改正の主な内容について御説明いたします。

第1条 駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例におきまして、定年年齢の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制・定年前再任用短時間勤務制の導入、情報提供・意思確認制度の導入、従前の再任用職員制度等の経過措置を規定いたします。

次に、議案書の17ページ及び議案資料は4ページにまいりまして、第2条 駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文を改正いたします。

議案資料は5ページを御覧ください。

第3条 駿東伊豆消防組合職員の分限に関する条例につきましても、職員の降給に関する規定の整備をいたします。

次に、議案書の18ページ及び議案資料は7ページを御覧ください。

第4条 駿東伊豆消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例につきましても、減給に関する規定の整備をいたします。

次に、議案資料は8ページからを御覧ください。

第5条 駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び第6条 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文の整備及び再任用短時間勤務職員の名称を変更いたします。

次に、議案書は20ページ及び議案資料は13ページからを御覧ください。

第7条 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例につきましては、定年年齢が61歳となる年度以降の給与を60歳の給与の7割水準とする規定、定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する規定を追加いたします。

次に、議案書の23ページ及び議案資料は18ページを御覧ください。

第8条 駿東伊豆消防組合職員の再任用に関する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、廃止いたします。

次に、議案資料の19ページからになりますが、附則といたしまして、施行日を令和5年4月1日、ただし書で附則第11条の規定は公布の日とし、第2条以降において、勤務延長に関する経過措置、定年退職者等の再任用に関する経過措置、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置、駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置、駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置等を定めるものであります。

以上が、議第3号 駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてでございます。

続きまして、議第4号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計予算について御説明いたします。

資料は、令和5年度駿東伊豆消防組合会計予算書及び令和5年度予算の概要となります。

初めに、令和5年度予算の概要の1ページをお開きください。

令和5年度の予算編成理念につきましては、上から2段落目の項に記載のとおり、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、全国各地で自然災害が多発傾向にあり、本消防組合管内においても消防防災体制の充実・強化を図る必要があるため、全事業において内容の見直しに努めた上で、的確な災害対応ができる体制を構築し、住民の消防に対する期待に応えられるよう編成いたしました。

次に、2ページをお開きください。

予算骨子の要点を御説明いたします。

予算骨子の項目として、3つの項目を掲げました。

重点事業の1つ目は、車両整備事業において、質の高い救急サービスの提供を維持するため、高規格救急自動車3台を更新整備いたします。

また、火災・救助事案をはじめ、近年多発している自然災害などに的確に対応するため、老朽化の激しい水槽付消防ポンプ自動車2台などの消防車両を更新整備するほか、施設管理事業において、高層階の火災等に適切に対応するため、はしご付消防自動車の梯体部オーバーホールを行うなど、計画的な車両の更新・整備を行うことで、各種災害対応力を強化し、消防活動体制の充実・強化を図ります。

次に、2つ目として、消防サービスを安定的に提供できるよう、補助制度や起債等を活用しながら、活動する消防職員の衛生環境の改善に取り組むとともに、長引く新型コロナウイルス感染症対策にあっても、着実に実行し、安全・安心な消防・救急体制を構築します。

次に、3つ目として、住民サービスの向上に努めるべく、電子申請への取組を行います。

また、総合計画の各章に掲げた施策の実現に向け、それぞれの事業の推進に取り組んでまいります。

以上が、予算骨子の要点でございます。

次に、3ページをお開きください。

予算総額の状況について、御説明いたします。

令和5年度は、先に御説明したとおり、火災・救急事案への対応をはじめ、全国各地で頻発している大規模な自然災害等における救助事案に対応すべく、消防力の維持・向上を図るとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策も実施する必要があります。

また、消防・救急業務に対する住民の期待に応えるとともに、現場活動上の安全管理に万全を期すための取組を進めます。

さらに、住民サービスの更なる向上と国が進めるDXに対応するための取組を進めてまいります。

前年度と比較し予算総額は、3億9,335万2,000円の減額となりましたが、構成市町の負担額で比較しますと、7,187万3,000円の増額となっております。

この負担額の増額につきましては、起債などの特定財源の大幅な減、人事院勧告による勤勉手当1.0月分の増や再任用職員の増員に伴い人件費が増額となったこと、

現下の不安定な世界情勢により燃料、光熱水費が高騰していることが主な要因であります。

こうした厳しい状況を踏まえ、全事業の見直しを行い、経費の削減に努めたことにより、前年度比では7,187万3,000円の増額となったものの、人件費、燃料、光熱水費等の増額要因を差し引くと、前年度比で約280万円の減額となりました。

本予算案は、令和5年度も消防行政を取り巻く社会環境に柔軟に対応しながら、効率的で効果的な事業の執行に努め、住民への消防サービスは、引き続き、万全な体制が確保できると考えております。

続きまして、令和5年度 駿東伊豆消防組合会計予算書にて御説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億7,663万3,000円と定めるものであります。

なお、第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、2ページ、3ページに記載のとおりであります。

次に、第2条の地方債であります。4ページをお開きください。

第2表地方債で、起債の目的は消防施設整備事業費、限度額は1億9,740万円と定めております。

これは、令和5年度に更新する消防車両3台及び救急車両3台を整備する事業に伴うものが主なものであります。

1ページに戻りまして、第3条の一時借入金であります。これは、地方債が納入される前に事業の支払いが発生した場合に、一時的に借り入れをするものであり、限度額は地方債の額を踏まえ、1億9,740万円と定めております。

以上が、議案の説明となります。

次に、歳入歳出予算の詳細を御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入であります。1款1項1目の市町負担金は、前年度と比べ、7,187万3,000円増の59億9,043万9,000円で、各市町の負担金の詳細は、説明欄に記載のとおりであります。

次に、2款使用料及び手数料の1項使用料は、各庁舎の職員駐車場等に係る使用料で、10ページ、11ページにまいりまして、上段、2項手数料は、消防の許認可に係る手数料であります。

次に、3款国庫支出金は、当本部が緊急消防援助隊として出動した場合の交付金

の受け入れであります。

次に、4款県支出金は、消防車両や資機材等の整備に係る補助金の受け入れであります。

次に、5款財産収入の1項財産運用収入は、自動販売機の設置場所に係る貸付収入や、12ページ、13ページにかけましての共同消防基金及び個別消防基金の利子で、2項財産売払収入は、消防車両を更新後、廃車する車両の売払収入であります。

次に、6款寄附金は、寄附のあった場合の頭出しであります。

次に、7款繰入金は、各消防基金からの繰り入れで、14ページ、15ページにかけましての、8款繰越金は、共通経費及び個別経費の前年度繰越金の頭出しであります。

次に、9款諸収入の1項預金利子は、歳計金の利子で、下段の2項雑入は、派遣職員に係る人件費の県からの受け入れや消防大学校入校に係る静岡県市町村振興協会からの助成金の受け入れなどであります。

次に、16ページ、17ページにまいりまして、10款組合債は、起債の受け入れであります。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

初めに、1款1項1目議会費であります。

これは、組合議会の定例会及び臨時会並びに議会運営委員会の開催に係る議員報酬と費用弁償などで、計上額は前年度並みの118万9,000円となっております。

次に、20ページ、21ページにかけましての、2款1項1目組合管理費であります。

これは、組合管理者等の報酬や財務会計・人事給与システム及び内部情報ネットワークシステムの維持管理経費などで、計上額は884万3,000円増の4,063万3,000円であります。

増額の主な理由は、業務運営管理事業において、令和4年度に更新した内部情報ネットワークシステムのサーバーや各パソコン端末の使用料・賃借料の増によるものであります。

次に、22ページ、23ページにまいりまして、2款2項1目監査委員費であります。

これは、監査委員の報酬及び費用弁償などで、計上額は前年度並みの31万1,000円となっております。

次に、22ページから31ページにかけましての、3款1項1目職員管理費であります。

これは、職員の人件費、健康管理費、研修費及び被服費などで、計上額は 5,838 万 1,000円増の52億2,733万5,000円であります。

増額の主な理由は、令和4年度人事院勧告による勤勉手当の増などに伴う人件費の増によるものであります。

次に、30ページの下段から35ページにかけましての、3款1項2目消防運営費であります。

これは、消防本部、消防署所及び消防指令センター等を運営していくための光熱水費、消耗品費及び燃料費などの経費で、計上額は3,477万1,000円増の2億862万2,000円であります。

増額の主な理由は、現下の不安定な世界情勢により燃料、光熱水費が高騰していることによるものであります。

次に、34ページ最下段から41ページにかけましての、3款1項3目消防施設費であります。

これは、消防庁舎の整備や施設の維持管理、また、通信指令施設の維持管理、車両等の更新や点検整備などの経費で、計上額は4億8,442万9,000円減の5億6,890万8,000円であります。

減額の主な理由は、令和4年度に更新整備した消防指令システムの部分更新経費約4億円及び東伊豆消防署のはしご付消防自動車更新整備に係る経費約1億2,000万円が皆減したことが主なものであります。

次に、42ページ、43ページをお開きください。

4款公債費であります。

これは、本組合で起債した元金償還及び償還利子と旧田方地区消防組合時代に起債した元金償還及び償還利子で、計上額は1,088万4,000円減の2億2,463万5,000円であります。

最後に、5款予備費であります。

予備費は、前年度と同額の500万円であります。

歳出は以上となりまして、次に、44ページをお開きください。

ここでは、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

ここで、令和5年度末の現在高見込額を表の一番右の欄に記載してございますが、本組合と旧田方地区消防組合の現在高見込額の合計は、20億3,950万5,000円となっております。

次に、45ページから69ページまでは、各給与費明細書を付けてございます。

以上が、議第4号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計予算についてでございます。

以上、管理者提出議案であります、議第1号から議第4号までの提案理由の補足説明を申し上げました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、議第1号、2号、3号、4号、以上4件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

次に、議第1号、2号、3号、4号、以上4件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、議第1号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第1号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第2号 駿東伊豆消防組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は可決されました。

次に、議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第3号 駿東伊豆消防組合職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は可決されました。

次に、議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第4号 令和5年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は可決されました。

◎発議第1号の上程、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第8 発議第1号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、発案者の説明を省略いたしたいと思っております。さらに、本件は質疑、討論もないものと思っておりますので、直ちに採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本件は直ちに採決することに決しました。

発議第1号 駿東伊豆消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は可決されました。

◎消防行政に対する一般質問

○議長（植松恭一）

次に、日程第9 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

12番 杉村清議員。

○12番議員（杉村 清）

通告書に基づき、3点の質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問ですが、Jアラート（全国瞬時警報システム）発令時に取る消防体制について。

近年の北朝鮮及び中国による弾道ミサイルの発射並びにロシアによるウクライナ侵攻は、消防にとっても大変憂慮される事態であると感じております。

また、静岡県については、北朝鮮のミサイル発射実験で発射された弾道ミサイルなどの飛翔体の予想着弾地点から遠距離にあることから、Jアラート発令時の対応への県民意識が極めて低いように感じております。

そこで、Jアラート発令時及び弾道ミサイル着弾時の初動対応について、駿東伊豆消防本部の消防体制を伺います。

- (1) Jアラート発令時の初動対応として、国から、国民に対して堅牢な建物への避難や身を伏せて隠れる、窓から離れるなどが指示されておるところですが、火災等での消火や救助、救急活動中での隊員対応などについてマニュアル等があるのか伺います。
- (2) Jアラートは、内閣官房及び気象庁から消防庁送信システムを通じて市町村の同報無線が自動起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、エリアメール・緊急速報メールが配信されますが、駿東伊豆消防本部については、どの

ような情報連絡体制があるのか伺います。

- (3) 万が一、駿東伊豆消防本部管内に弾道ミサイルなどの飛翔体が着弾した場合の現場活動について、普段と同様の消火・救助・救急活動をするのか、その消防体制について伺います。

次に、2点目、第6回緊急消防援助隊全国合同訓練における駿東伊豆消防本部の活動について。

令和4年11月12日、13日、第6回緊急消防援助隊全国合同訓練が静岡県において開催され、メイン会場の富士山静岡空港のほか、4か所のサテライト会場、1か所のサブ会場などにおいて訓練が行われておりますが、駿東伊豆消防本部においてはどのような活動をしたのか伺います。

- (1) 駿東伊豆消防本部の訓練参加隊数と会場における活動等について伺います。
- (2) 今回の訓練は、ブラインド型訓練を取り入れたとありますが、目的や内容、成果について伺います。
- (3) 今回の訓練は、他県消防局等や自衛隊、警察との連携が目的の1つであったと思われませんが、そこで得た教訓等があれば伺います。

最後に、3点目、静岡県内消防本部の不祥事案について。

静岡新聞（令和4年12月16日掲載）によると、静岡市消防局葵消防署の警備担当課長53才が酒気帯び運転により逮捕・起訴されましたが、同課長は、2019年2月に速度超過で摘発され、既に有罪判決が確定していたことが判明しました。その後も上司への報告を故意に行わず、3年間管理職に就いていたなど、消防職員としてあるまじき信用失墜行為であると感じ、非常に残念な気持ちになっております。

一般的に消防職員は住民から高い信頼と重い責任を負った職業と評価されておりますが、駿東伊豆消防本部においても、昨年来、女性へのわいせつ行為による逮捕など、不祥事が頻発し信頼を揺るがす事態となっております。

そこで、駿東伊豆消防本部の職務管理体制について、また、綱紀肅正等今後の対策等について伺います。

- (1) 静岡市消防局の事件を受け、駿東伊豆消防本部ではどのような対策を講じたのか伺います。
- (2) 駿東伊豆消防本部職員の度重なる非違行為による逮捕等についての検証と事後の対策について伺います。

○警防課長（荻島正己）

初めに、Jアラート発令時の初動対応として、火災等での消火や救助、救急活動

中での隊員対応などについてマニュアル等があるのか、及びJアラートについて、駿東伊豆消防本部としてはどのような情報連絡体制があるのかについてお答えします。

現在、本消防本部として、Jアラート発令時の火災等における活動中の隊員対応についてのマニュアルは整備しておりませんが、本消防本部の連絡体制により、Jアラートによる弾道ミサイル情報等の有事関連情報を消防指令センターが受信すると、全消防署所及び出向中の全車両に対し警報音と音声メッセージが自動で転送され、全ての勤務職員に周知できるシステムを構築しています。

そのため、活動中の隊員対応は、活動中であっても、有事関連情報を知り得た時点で活動の一時停止を含め、車内待機等、安全確保のために必要な措置を講ずることとなります。

次に、万が一、駿東伊豆消防本部管内に弾道ミサイルなどの飛翔体が着弾した場合の現場活動について、普段と同様の消火・救助・救急活動をするのか、その消防体制についてお答えします。

国民保護法では、消防機関は、武力攻撃災害の場合も他の災害等の場合と同様に消火や被害の防除・軽減を中心として活動することになっております。

しかしながら、このような非常事態においては、消火活動及び救助・救急活動等を行う隊員に対し、二次被害を生じることがないように、国、県、構成市町対策本部からの情報を消防指令センター及び警防本部に集約し、全ての最新情報を活動隊員に提供するとともに、警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全確保のために必要な措置を講じます。

さらに、消防体制としては、事態の規模に合わせて職員を参集し、配備体制を強化させるとともに、総務省消防庁通知の「警防活動時等における安全管理マニュアル」に定めるとおり、関係機関からの情報収集体制等を整備するため、必要により消防機関、警察、自衛隊等と現地調整所を設け、各機関の情報の共有や連絡調整に当たらせるとともに、警防本部との連絡体制を確立させるなど、安全確保のために必要な措置を講じてまいります。

続きまして、第6回緊急消防援助隊全国合同訓練における駿東伊豆消防本部の活動についてのうち、まずは、本消防本部の訓練参加隊数と会場における活動等についてお答えします。

今回の訓練は、南海トラフ地震が発生したという想定により、被災県である静岡県初の初動対応、早期の被害状況の把握、より迅速な緊急消防援助隊の全国規模の参

集及び実践的な部隊運用訓練を通して連携活動の強化を目的に行われました。

本消防本部としては、想定されたトンネル災害に対し、指揮隊、救助隊、消火隊、救急隊、重機隊の計5隊、21人が参加し、地震により崩落したトンネル内で、下敷きになった車両内外に取り残された要救助者の救出に対し、緊急消防援助隊4県隊の応援を受けて、現場の指揮活動から消火、救助、救急活動など複合的な活動を実施しました。

次に、ブラインド型訓練の目的や内容、成果についてお答えします。

今回の本消防本部が参加した訓練では、「大規模地震によるトンネル崩落」という想定のみが与えられただけで、トンネル内に車両や要救助者がどの程度いるかなど、その被災状況についてはブラインド型が採用されました。

この目的としましては、救出活動以上に大規模災害時における災害現場での状況把握の強化に主眼を置いたものであると考えられます。

実際に、トンネル内の状況は一切分からない状態から訓練をスタートしたため、指揮隊を中心に全ての活動隊で状況把握に取り組み、トンネル内に取り残されている車両及び要救助者数などの被災状況を安全管理を行いながら1つずつ確認しました。

これらの活動により、詳細な状況まで把握でき、応援部隊である緊急消防援助隊への情報提供が的確に行えたことで、円滑な救出活動につなげることができました。

これは、今後、発生が危惧されている南海トラフ地震などに対し、非常に重要な観点だと改めて認識いたしました。

次に、他県消防局等との連携で得た教訓等についてお答えします。

今回、参加した訓練では、自衛隊及び警察との連携活動はなく、あくまで緊急消防援助隊との連携訓練のみではありましたが、そこで得た教訓としては、被災側として受援を受ける場合の考え方の整理、切り替えの必要性が挙げられます。

南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランでは、想定される被災県は10県に及び、応援大隊はこれらを除く遠方からとなります。そのため、当然、発災時は、本消防本部の持てる消防力を最大限活用し、管轄消防として災害対応いたしますが、緊急消防援助隊の応援が決定した際は、消防活動を継続しながらも、受援側として頭を切り替え、進出拠点の確保を始め、応援部隊にいかに災害状況の詳細を示し、活動してもらうかということが重要であると再認識しました。そのため、本消防本部としても、本年度、緊急消防援助隊等受援計画を改定しておりますが、今後も、継続的に見直し等を進め、本消防本部のみでは対応困難な災害に対し、

事前の準備や体制の構築をしっかりと進めていきたいと考えております。

○総務課長（鈴木秀康）

続きまして、静岡県内消防本部の不祥事案についてのうち、初めに、静岡市消防局の事件を受けどのような対策を講じたのかについてお答えします。

本消防本部においては、直ちに全職員に対し、本件報道内容と合わせて酒気帯び運転の禁止について改めて周知しました。

さらに、交通事犯を起こした際の職員の対応については、内規により「事故や違反の大小にかかわらず、所属長に顛末を報告すること」と定めており、その点につきましても合わせて周知いたしました。

また、交通法規の遵守・交通事犯防止対策については、各消防署に安全運転管理者を指名し、年間を通じて交通事犯防止のための教育を行うとともに、管轄警察署の協力もいただきながら、各種研修会や講習会に参加するなど、交通事犯の防止に努めております。

次に、本消防本部職員の度重なる非違行為に係る検証と事後の対策についてお答えします。

今年度、職員の非違行為による逮捕案件がありましたが、これまで職員による不祥事の発生を防止するため、綱紀粛正に係る通知などを定期的に発出するとともに、職員教育の一環としてコンプライアンス研修を毎月実施してまいりました。

また、所属長による個人面談を定期的に行い、所属職員が抱えている悩みやストレスなど、職員の心身の状態把握にも努めております。

そのような中、今年度不祥事が相次いだことは、公務員としての自覚の不足と職員の意識がどこか他人事であったことが要因であると推察しております。

このことから、対策として、改めて公務員としての自覚・心構えを再認識させることを目的に、先月、専門的知見を有する外部講師を招へいし、管理職をはじめ全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の重要性、法令違反を起こした際の影響などについて再教育いたしました。

また、ハラスメントに関するセルフチェックを新たに実施し、より良い職場環境の構築にも取り組んでいるところであります。

今後も、職員一人一人が公務員としての自覚を常に持ち、住民の負託に応えられる組織となるよう、引き続き、職員教育・組織改善に努めてまいります。以上でございます。

○議長（植松恭一）

以上で、杉村清議員の一般質問は終了いたしました。

次に、5番 須佐衛議員。

○5番議員（須佐 衛）

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目、下田地区消防組合との統合協議について。

これまで、平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会及び令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会において、下田地区消防組合との統合について議論されているが、平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会の一般質問では、平成25年4月1日付けで駿東伊豆地区と下田地区の消防救急広域化の協議に関する覚書を交換しているとの当局答弁があった。その内容は平成33年をめどに協議をしていくよう合意されたものと聞くが、その点について伺う。

- (1) 令和3年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会の一般質問では、令和2年の協議では住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤強化などの実現に向けた調整が必要であると答弁されているが、下田地区消防組合と統合することにより両組合の基盤が相互に強化されると考えるがいかがか。
- (2) 令和3年、4年中の会議はどの程度開かれ、どのようなことが協議されたのか。
- (3) 東伊豆町と河津町の行政境界が両組合の行政境界の1つになっているが、令和5年元日に発生した河津町の旅館火災を考えると、一定の協力体制を整える必要があると考えるがいかがか。
- (4) 大規模災害が発生した際、駿東伊豆消防組合と下田地区消防組合との連携はどのようになるのか。

2つ目、救急隊員の過労の状況について。

昨年末、東京消防庁では、東京都昭島市の国道16号において、救急隊員の居眠りによる救急車の横転事故が発生し、隊員3人が軽傷を負っている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、17時間連続で休みなく活動したことによる極度の過労が原因と考えられるが、このようなことはあってはならない。そこで以下の点について伺う。

- (1) 令和4年の駿東伊豆消防本部管内の救急出動件数は、昨年より3,192件多い2万6,112件で、過去最多の出動件数になっている。隊員の長時間勤務でのストレスや過労による勤務への支障がないか伺う。
- (2) 119番通報のうち、約2割が緊急性のない問合せだと聞くが、救急車の適正

利用のための広報はどのようになされているか。

3つ目、別荘地の現場把握について。

別荘地を多く抱える第3方面においては、ここ数年移住者が増える傾向にあり、地域コミュニティが希薄で消防団の目が届かなところもあるように感じるが、火災や救急の一報が入った際に、別荘地内の住居の把握や住民の把握に問題はないか。

○企画課長（玉川 稔）

初めに、本組合と下田地区消防組合の統合による基盤強化についてお答えします。

本組合と下田地区消防組合とは消防基盤の水準に大きな差があり、現状の下田地区消防組合と統合しても、統合した組合の基盤が単純に強化されるとは考えておりません。

消防基盤の水準の差の主なものとして、まずは、消防活動面の差があります。1つの災害に何隊出動させることができるかは、地域住民の安全・安心を守る消防として重要事項の1つであり、建物火災事案において、本組合は第1出動で消防車及び救急車を6隊から8隊出動させますが、下田地区消防組合は、そこまでの出動体制を取ることができず、その差は未だ大きいものと考えております。

2つ目として職員配置の差があります。下田地区消防組合は分署であっても、配置人員が少なく2隊同時運用ができていないなどの問題もあり、このまま統合することは、消防力の低下は否めなく、構成市町の賛同は得られないものと考えております。

なお、令和3年1月の本組合幹事会及び参与会では、下田地区消防組合との広域化協議において、下田・西伊豆地区先行広域の目的とした基盤強化について、消防活動面及び職員配置並びに職員の給与水準等が本組合の体制と整合が取れていない現状を踏まえると、消防基盤の水準が均衡するまでは、統合協議を留保すべきとの結論に至っております。

次に、本組合と下田地区消防組合との会議についてお答えします。

下田地区消防組合との会議は、令和3年に消防長会議2回及び担当者調整会議2回、令和4年に消防長会議1回を開催しております。

令和3年の2回の消防長会議及び2回の担当者調整会議につきましては、今まで両組合で作成した広域化後のメリット、デメリットの資料について確認した結果、構成市町に明確な広域化のメリットが提示できないことから、現時点での広域化協議は難しく、当面は応援出動や職員交流などを検討することとしました。

令和4年の消防長会議1回につきましては、下田地区消防組合議会において、

「駿東伊豆地区消防救急広域化の協議再開を求める決議」が可決されたことについて、下田地区消防組合から説明を受けたものであります。

○警防課長（荻島正己）

私からは、下田地区消防組合との統合協議についてのうち、両組合の行政境界の1つである東伊豆町と河津町における一定の協力体制について、及び大規模災害が発生した際の本組合と下田地区消防組合との連携はどのようになるのかについて併せてお答えします。

議員の御質問のとおり、隣接市町等との協力体制の構築は重要であると認識しております。

そこで、消防の協力体制につきましては、消防組織法第39条第1項に、市町等の消防相互応援についての努力義務が規定されており、現在、静岡県では、災害による被害を最小限に防止することを目的に、「消防相互応援」について、同法同条第2項に基づき、「静岡県消防相互応援協定」が県内全ての市町及び消防事務組合との間で締結されております。

この協定によりまして、災害の発生市町等の消防力では対応が困難な場合などで、応援の要請があったときは、災害対応を応援する隊を組織し、派遣するという協力体制が、既に静岡県内全消防本部において構築されております。

そのため、大規模災害発生時における連携につきましても、本協定に基づき、応援の要請があった場合には、災害情報を共有するとともに、速やかに応援隊を編成し、災害現場へ派遣、発災市町等の消防本部の長の指揮の下、連携した災害対応を行うこととなります。

○救急課長（石川芳之）

続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で救急隊員が休みなく活動し、ストレスや過労による勤務への支障がないかについてお答えします。

令和4年中の救急出動において、初めの出動から帰署までに要した最大時間は11時間で、10時間以上の回数は5回あり、本消防本部においても少なからず長時間の継続した出動が発生している状況であります。

隊員のストレスや過労による勤務への支障については、新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2年度に、3交替制勤務をこれまでの変則交替制から、当番、非番、週休を繰り返す単純交替制とし、隊員のストレスや過労の軽減を図り、また、一部の署においては救急隊の配置換えをし、隊員1人当たりの救急出動件数の平準化を図るなどの対策を講じ、これまでに大きな支障は出ておりません。

次に、救急車の適正利用の広報についてお答えします。

救急車の適正利用は、救急隊員の労務負担の軽減や緊急性の高い傷病者の元でできるだけ早く救急車を到着させるためには、極めて重要であると認識しております。

そこで、広報につきましては、ポスターの掲示、本組合公式Y o u T u b eチャンネルへの広報用動画の掲載、救急フェアや街頭広報での啓発グッズの配布、消防ワークショップ、いわゆる出前講座や構成市町のSNSなどにおいて周知しております。

今後も様々な機会を捉え、広報に努めてまいります。

○通信指令課長（木梨浩三郎）

続きまして、別荘地の現場把握についてお答えします。

本組合を構成する各市町に住民登録をしている方については、氏名、性別、生年月日、住所、世帯の家族構成の個人情報を把握しており、この最新データを毎月、各構成市町担当課から受領し、指令システム内の住民情報に反映させ、緊急通報の受信時に活用しています。

一方、住民登録をしていない別荘地の利用者については、個人情報を把握することは困難であるのが現状であります。

救急活動を含む全ての現場活動において、住民情報及び利用者情報は重要事項となりますので、本組合が持ち合わせていない方の情報については、別荘を管理する管理事務所及び管轄警察署と情報の共有を図り、現場活動に支障を来さないよう努めております。以上でございます。

○議長（植松恭一）

以上で、須佐衛議員の一般質問は終了しました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって、令和5年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後3時3分 閉会

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年2月8日

議 長 植 松 恭 一

議 員 井 原 三千雄

議 員 杉 本 一 彦